

ろうきん金融教育サポートプログラム

新

# 大人社会への パスポート

2022年民法改正

18歳までに知っておこう! 契約と消費者トラブル

契約のルール



クレジットカード



消費者トラブル



# 2022年4月から

# 成年年齢が18歳に引き下げられます

成年になるというのは、社会からひとりの大人として認められることです。

未成年と違って親の同意を得なくても、自分自身の判断でさまざまなことができるようになりますが、その一方で、自分の行動に対する責任も発生します。

自立した大人として適切な判断ができるように

このワークブックを通じて、成年を迎えるまでに知っておくべき「契約」に関する注意点や、「消費者トラブル」の対策などについて学びましょう。

※本書は2019年12月時点の法律、社会情勢に基づいて制作されています。今後、法律の改正などで内容が実情と異なる場合がありますのでご注意願います。

## INDEX

1章	18歳成年でできるようになること	3
2章	契約ってなんだろう？	5
3章	クレジットカードの基礎知識	7
4章	悪質商法に注意しよう！	9
	契約を解消できるクーリング・オフ	11
	困ったときは188に相談しよう	12

### 活用方法

このワークブックは、各章がQ&A形式で構成されています。

まず各章のクイズにチャレンジし、次のページで答えと解説を確認することで、生徒・学生のより実践的な学習をサポートできる仕組みとなっています。

## キャラクター紹介



ノリオ (18歳)

成年年齢を迎えたばかりの18歳。好奇心旺盛でいろいろなことにチャレンジするが、つい調子に乗って失敗してしまうことも…。



マイコ (18歳)

ノリオと同じく成年年齢を迎えたばかりの18歳。自分では慎重派だと思っているが、耳寄りな情報に舞い上がって、正しい判断が下せないときも…。



ナビゲーター

成年年齢を迎える若者に正しい知識を教えるナビゲーター。契約・消費者トラブル解決のスペシャリスト。丁寧なアドバイスを心がけている。

# 18歳成年で できるようになること



明治9年(1876年)から約140年以上もの間、日本の成年年齢は20歳と民法で定められていました。しかし現在、世界的に成年年齢を18歳とするのが主流となっています。そこで日本でも民法が改正され、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

18歳成年になると、未成年のときと何が違うのか、その内容について確認してみましょう。

## Q1

## 成年年齢の引き下げによって、 18歳成年で新たにできるようになることは？

民法改正によって、新たに18歳でできるようになることを選んで、にチェックを入れましょう。

お酒を飲む



クレジットカード  
をつくる



ローンを組む



部屋を借りる



ケータイを買う



ギャンブルをする



2022年4月から、次のことが18歳からできるようになります。



クレジットカードをつくる



ローンを組む



部屋を借りる



ケータイを買う

## 18歳でできること、20歳でできること

成年年齢である18歳になっても、これまで通り20歳にならないとできないこともあります。下の図で具体的な内容について確認しましょう。

### 18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約ができる
  - ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる
  - ・ひとり暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートを取得する
- 結婚
  - 男女とも自分の意思で結婚できる



#### これまでと同じ18歳でできること

- 選挙で投票する
- 普通自動車免許を取得する

### 20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- ギャンブルをする
  - 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- 中型自動車免許を取得する
- 国民年金を納める義務を負う

若者の健康被害を防ぐため



ギャンブル依存症や犯罪につながる危険性があるため



18歳になるとひとりでできることが増えるんだね～



18歳成年になっても飲酒や喫煙などできないこともあるんだね…

#### POINT

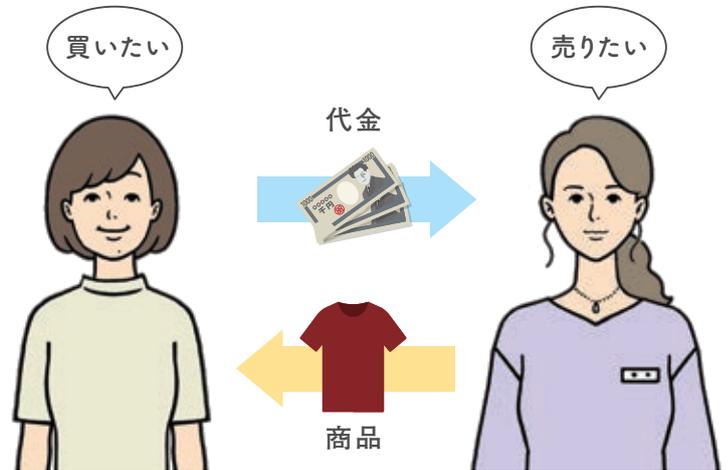


18歳でできることが増えるということは同時に**自分の判断や行動に責任が生まれる**ということ覚えておこう!

# 契約ってなんだろう？

「契約」という言葉を聞くと、契約書にサインをするイメージを思い描くかもしれませんが、普段の生活で行っている買い物も、実は契約の1つです(売買契約)。

トラブルを防ぐためにも、契約についての正しい知識を身につけることが大切です。次の問いで詳しく見てみましょう。



## Q2

### 次の買い物シーンで 契約が成立するタイミングはいつでしょう？

それぞれの場合について、解答欄に番号を記入しましょう。

#### お店で洋服を購入する場合

- 1 買う服をレジに持っていく
- 2 レジでお金を支払う
- 3 買った商品を受け取る



解答欄

#### ネット上で商品を購入する場合

- 1 商品を選び注文する
- 2 業者から注文確認メールを受け取る
- 3 購入した商品が手元に届く



解答欄

次のページで答えをチェック

## お店で洋服を購入する場合

- 1 買う服をレジに  
持っていく

## ネット上で商品を購入する場合

- 2 業者から注文確認  
メールを受け取る



## 契約成立は、お互いが合意したとき

契約は、契約したい同士のうち一方が申込み、相手はその内容を受け入れた（承諾した）ときに成立します。売買契約の場合、買い手の「買いたい」という意思と、売り手の「売りたい」という意思の合意があれば、**口約束**でも契約は成立します。



## 成立した契約は守らなければいけません

いったん契約が成立したら、お互いに約束を守らなければいけません。

売買契約であれば、買い手には「代金を支払う義務」が、売り手であるお店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

売買契約のほかに、右の図のこともすべて契約です。



アパートの  
賃貸契約



旅行の予約

## 例外的に契約をキャンセルできるとき

いったん契約すると、一方的にやめることはできませんが、例外的にキャンセルできる場合があります。

- 1 契約者の  
判断力が不十分  
(未成年者の契約)



18歳未満の未成年者が単独で行った契約は、判断力が不十分としてキャンセルできます。ただし、18歳は成年として扱われるので注意しましょう。

- 2 契約の勧誘に  
問題がある場合  
(消費者契約法)



ニセモノの商品を本物と偽るなど、重要な点についてうそがあった場合などは、不当な内容の契約をキャンセルできます。

- 3 冷静な判断が  
できない場合  
(クーリング・オフ)



突然の勧誘による契約など、消費者が冷静な判断をできない契約については、一定の期間内であればキャンセルできます。

※クーリング・オフの詳細はP11をご覧ください

# クレジットカード の基礎知識

これでオトナの  
仲間入り♪



18歳成年になると、自分でクレジットカードをつくって使うことができるようになります。クレジットカードは、現金がなくても買い物の支払いができる便利なカードですが、その仕組みを理解して、適切な使い方を心がけることが重要です。

そこでまず、普段の生活でよく活用されているさまざまな種類のカードについて、それぞれの特徴を確認してみましょう。

## Q3

### さまざまなカードの特徴について 正しい説明はどれでしょう？

それぞれのカードの解答欄に、正しい説明文の番号を記入しましょう。

#### クレジットカード



解答欄

#### デビットカード



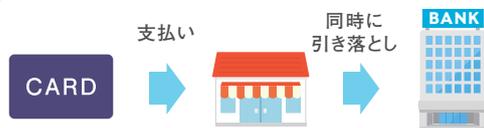
解答欄

#### 電子マネー（交通系カード）



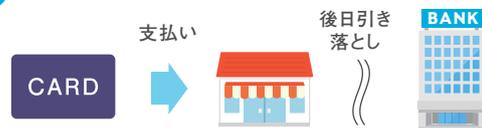
解答欄

1



支払いと同時に銀行口座から代金が引き落とされる仕組みのカードです。口座の残高以上の買い物はできません。

2



代金は後払いで買い物ができるカードです。代金は後日、銀行口座から引き落とされます。

3



あらかじめカードにお金をチャージして、チャージした金額分の買い物ができるカードです。

4



支払い額に応じた分のポイントがもらえるカードです。ポイントは次回の買い物で、代金の一部として使えます。

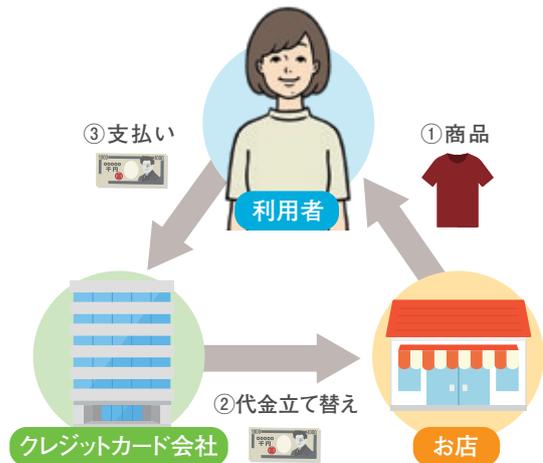
クレジットカード… ②      デビットカード… ①      電子マネー… ③

④ はポイントカードの説明です。

## クレジットカードの仕組み

クレジットとは「信用」という意味です。利用者の「信用」をもとに、クレジットカード会社が代金を立て替える仕組みになっています。

立て替えられた代金は、後から決められた日に、利用者の銀行口座から引き落とされます。実際は右の図の①～③の順になっています。

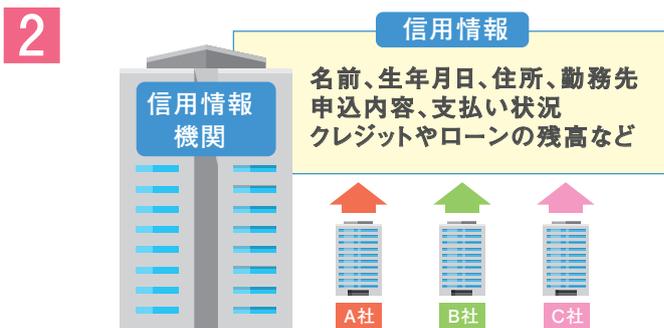


## 代金の支払いが遅れると「信用」を失います



### クレジットカードが使用停止に

銀行口座の残高が不足しているなど、支払い期日に支払い額を支払えないとクレジットカードは**使用停止**の状態になってしまいます。さらに支払いを催促する電話がかかってきたり、督促状が自宅にきます。



### ブラックリストに登録

各クレジットカード会社は、利用者の基本情報や支払い状況などについて、信用情報機関を通じて共有しています。支払いの遅れが**3か月続くと**、事故情報として信用情報機関の**ブラックリスト**に登録されてしまいます。



### 将来、ローンが組めなくなることも…

一度信用情報に傷がつくと、将来住宅ローンや自動車ローンを組めなくなってしまう可能性があります。さらに新たなクレジットカードの作成も困難になるなど、大きな影響を及ぼすため注意が必要です。

### POINT



クレジットカードの支払いの遅れによって、信用に傷がつく危険性をしっかりと理解して**確実に支払える金額内**で利用しましょう。

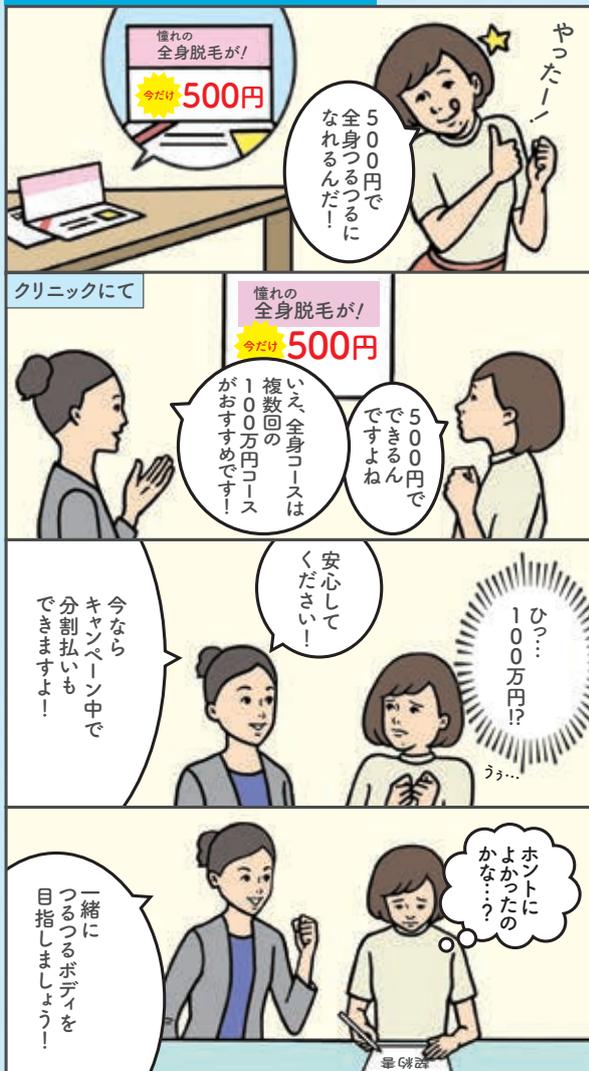
# 悪質商法に 注意しよう!

言葉巧みに近づき、強引な勧誘やうその説明をして、社会経験が乏しい若者に契約を迫る悪質な事業者は後を絶ちません。「あのとき、こうしていればよかった…」と後悔しないためにも、悪質商法への対処法を学びましょう。

## Q4

## 次の悪質商法から身を守る正しい対策は?

### 安価で勧める美容医療



- 1 契約してから考える
- 2 結果が出なかったら返金してもらおう
- 3 じっくり考えてその場で契約をしない

## 解答欄

### アポイントメント商法



- 1 プレゼントの旅行券は確実にもらう
- 2 身に覚えのない当選通知は無視する
- 3 購入したアクセサリーを売ってもとをとる

## 解答欄

## 安価で勧める美容医療

3 じっくり考えて  
その場で契約をしない

広告のお試し価格につられて出向いたところ、別の施術を勧めて、結果的に高額な契約を結ぶ悪質な業者もいます。

契約を急かされても、その場で安易に契約をしないことが大切です。

## アポイントメント商法

## 2 身に覚えのない当選通知は無視する

「当選したので景品の受取りに来てほしい」などとSNSで呼び出し、高額な契約をさせる悪質商法です。身に覚えのない当選通知が来ても飛びつかないようにしましょう。また勧誘を受けても、その場で契約ないようにしましょう。

## 若者が被害に遭いやすい悪質商法

## キャッチセールス



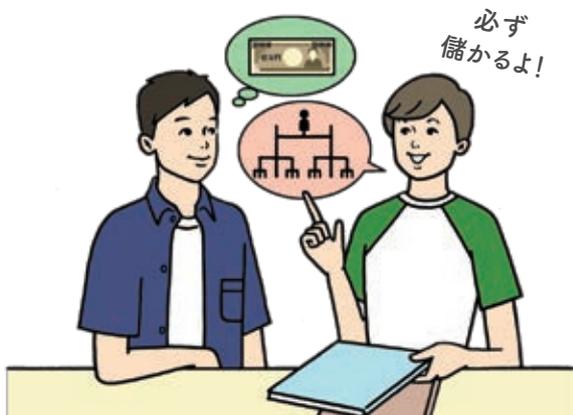
路上で「無料体験」「アンケート調査」などと声をかけて、喫茶店や事務所などへ連れていき、高額な商品やサービスを購入させる悪質商法です。路上で知らない人に声をかけられても、安易についていけないようにしましょう。

## ニセ商品のネット販売



ショッピングサイトで商品を購入し、代金を支払ったにもかかわらず、商品が届かなかったり、届いた商品がニセモノだったりする悪質商法です。その販売業者が信用できるかどうかを調べてから、商品を購入することが大切です。

## マルチ商法



会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえると勧誘する悪質商法です。簡単に利益を得られるように聞こえても、そんなおいしい話はありません。「必ず儲かる」などの甘い言葉には飛びつかないようにしましょう。

## 架空請求



インターネット上に突然「契約完了」などと表示し、不当に高額な料金を請求する悪質商法です。慌てて表示されているURLにアクセスしたり、電話をしたりせずに無視しましょう。お金は絶対に振り込んではいけません。

# 契約を解消できる クーリング・オフ

クーリング・オフとは  
「頭を冷やす」  
という意味なんだ



## ■ クーリング・オフとは・・・

契約は守らなければならないのが原則ですが、訪問販売などの不意打ち的な取引では、冷静な判断ができないまま契約してしまうことも起こりがちです。そこで消費者が頭を冷やして考えることができるように、契約後一定の期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度があります。それがクーリング・オフ制度です。

## ○ クーリング・オフができる販売方法と期間

販売方法	具体例	期間
訪問販売、 キャッチセールスなど	突然家にやって来たり、路上で急に呼び止められたり、 急な電話で呼び出されたりして、勧誘され契約する	契約書を 受け取った日から <b>8日</b>
継続的なサービス	エステや学習塾など、サービスを受けてみないとわから ない長期で高額な契約をする	契約書を 受け取った日から <b>8日*</b>
マルチ商法など	知人を勧誘すれば簡単に儲かるなどと誘われ 商品を購入させられる	契約書を 受け取った日から <b>20日*</b>

※要件を満たせば、中途解約も可能です。

⚠ 契約書はなくさないようにしましょう。

## ✕ クーリング・オフができない場合

- 自分で店舗に出向いて契約した場合
- ネットショッピングなどの通信販売
- 健康食品や化粧品などを消費した場合  
(未使用分は可能です)
- 自動車の売買契約
- 3,000円未満の現金取引の場合
- クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合

クーリングオフ期間が  
過ぎてしまっても  
あきらめないで  
相談しよう



※上記以外にもクーリング・オフができない場合があります。

## ■ クーリング・オフの方法

クーリング・オフは必ずはがきなどの書面で行う必要があります。期間内に契約した事業者の代表者宛てに通知を送りましょう。

もしクレジット契約を  
利用していたら、  
同じものをクレジット  
カード会社にも送ろう



表	裏
<p>切手</p> <p>簡易書留 または 特定記録</p> <p>自分の住所 自分の氏名</p> <p>〒□□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇〇〇番地</p> <p>〇〇会社 御中</p> <p>POINT 通知は簡易書留か特定記録郵便 などで送り、はがきのコピーを 残しておきましょう</p>	<p>通知書</p> <p>次の契約を解除します。</p> <p>● 契約(申込)年月日 〇〇年〇月〇日 ● 販売会社 〇〇会社 ● 担当者名 〇〇〇〇 ● 商品名 〇〇〇〇一式 ● 契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>支払った代金 〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p>住所 〇〇年〇月〇日 氏名</p> <p>POINT 契約書を受け取った日を含めて 8日(または20日)以内に 書面で通知しましょう</p>

困ったときは

# 188に相談しよう

悪質商法の  
被害

契約の  
トラブル



## 188とは？

「188(いやや)」は、全国共通の消費者ホットラインの電話番号です。音声ガイダンスにしたがって郵便番号を入力すると、身近な市町村や消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。

専門の相談員がトラブル解決をサポートしてくれるため、悪質商法による被害や契約に関するトラブルで困ったときは、ひとりで悩まずに「188」に相談しましょう。

## 電話の前に用意しておくといもの

商品や  
サービスの  
保証書

契約書など  
約束ごとが  
書かれた書類

請求書や  
領収書など  
金額がわかるもの

商品や  
サービスの  
パンフレット

インターネット上の  
情報はWEB画面や  
URLなどの情報を  
プリントアウトしておこう



## トラブル解決のサポート例

### 1 電話でアドバイス



電話で相談員に商品やサービスの内容、契約についての情報を伝えることで、トラブル解決のためのアドバイスを受けられます。

### 2 対面でじっくり相談



電話の相談だけの解決が難しい場合、消費生活センターを訪れ、直接相談することもできます。内容によって、トラブル解決に必要な書類の作成などのサポートも受けられます。

### 3 事業者との交渉サポート



トラブルの相手である事業者との交渉をサポートするほか、相談員が間に入って事業者と交渉を行い、解決にあたる場合もあります。

POINT



**契約や消費者トラブルに関する知識**を  
身につけて大人としての新しい一歩を踏み出そう!